

防止対策への取り組みについて

【基本姿勢】

- ・ 診察室は誰もが出入りできる解放した状況（カーテン・ドアで職員通路側を閉じない）で使用し、他者の目が届く環境下で診察する。
- ・ 診察室をカーテンやドアにより閉鎖する場合は第三者の存在を置く。
（例：患者に触れる時・2人だけのIC等）

【平日診察室の使用基準】

- ・ 外来ブースでの診察時間は原則18時までとする。
- ・ 17時以降に外来ブースを使用する場合は、診察に第三者の存在がある事を必須とする。使用が19時以降になる可能性がある時は、医師は17時までに院長の許可を取る。
- ・ 19時に警備員が外来の施錠を行う。

【時間外診察室の使用基準】

- ・ 診察で診察室を使用する場合は、医師・患者以外の人員を配置する。
- ・ 休日の入院患者診察時は、病棟職員の立ち会いを基本とするが、状況により他部署の職員が診察の立ち会いを行う。